**（注）**本定款の内容は、次のとおりである。

　　１．金銭出資による「非取締役会設置会社」の発起設立を前提としている。

　　２．発起人は２名で作成しているので、適宜削除や追加して使用するものとする。

　　３．監査役を設置するかどうかも選択することができるようにしている。

　　４．設立時役員や資本金等についても、本定款で定める方法と発起人決定書で定める方法を自由に選択することができるようにしている。

【商号】定款

【定款作成日付】　作　成

定　　　款

　　　第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、【商号】と称する。

**（注）**英文表記を加える場合には、次のような記載となる。

第１条　当会社は、【商号】と称し、英文では、〇〇と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

【目的】

**（注）**許認可事業に影響しない限り包括的な表現も可能である。また、最後を次のように締める例もある。

　　　　１．・・・に関する事業

　　　　２．・・・に関する事業

　　　　３．・・・に関する事業

　　　　４．その他適法な一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を【定款上の本店所在地】に置く。

**（注）**通常は、「〇〇県〇〇市（東京都〇〇区を含む）に置く。」というように最少行政区画で止めるが、有限会社並の小規模な会社の場合は、所在場所まで定款に規定することもできる。

（機関構成）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のみを置く。

**（注）**監査役を置く場合は、次のように変更する。なお、監査役の権限を会計に限定しない場合は、ただし書を削除する。

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。ただし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する。

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

**（注）**電子公告とする場合の例

第５条　当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

　　②　当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

　　　第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、【発行可能株式総数】株とする。

**（注）**非公開会社（本定款第８条のように譲渡制限株式のみを発行する会社）にあっては、設立時に発行する株式の総数以上であれば、上限はない。通常は4～10倍が適当であろう。

（株券の不発行）

第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

**（注）**本条がなくても不発行会社とされるが、注意的に定めるものとする。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

**（注）**その他の例

＜取締役の過半数の承認の場合＞

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役の過半数の承認を要する。

＜代表取締役の承認の場合＞

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を要する。ただし、代表取締役が譲渡又は取得する場合は、承認したものとみなす。

＜承認機関を第２項で定める場合＞

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

　　②　前項の承認機関は、○○○○とする。

**（注）**本条の場合、第２項は登記事項とはならない。

＜他の株主への譲渡は承認不要とする場合＞

第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第９条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第10条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（基準日）

第11条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

　　②　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

**（注）**第２項ただし書（青字部分）は削除しても差し支えない。会社法第１２４条第３項ただし書に基づき定款（の附則）に、基準日を定めれば公告を回避することができる。

（株主の住所等の届出等）

第12条　当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

　　②　当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

　　　第３章　　株主総会

（招　集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

　　②　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

　　③　株主総会を招集するには、会日より１週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

（招集手続の省略）

第14条　株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議　長）

第15条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

　　②　会社法第３０９条第２項に規定する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

**（注）**第１項は定足数の緩和規定である。第２項の定足数を３分の１にするのは上場会社用のため、避けるべきである。

（株主総会の決議の省略）

第17条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

**（注）**その他の例

第17条　当会社は、会社法第３１９条第１項に規定する要件を充たしたときには、株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第18条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第19条　株主総会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

**（注）**議長及び出席取締役の署名義務は廃止されたが（会社法第３１８条第１項、会社法施行規則第７２条第３項）、将来の紛争防止のため、次のように議長及び出席取締役が署名又は記名押印するのも一案である。

第19条　株主総会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

　　　第４章　　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第20条　当会社の取締役は、【取締役の員数】とする。

**（注）**「○人以上」、「〇人以内」又は「○人以上○人以内」などと入力する。

（資　格）

第21条　当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

　　②　前項の定めにかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

**（注）**本条は、子会社の設立の際には削除するのが望ましい。

（取締役の選任の方法）

第22条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

　　②　取締役の選任については、累積投票によらない。

**（注）**解任決議の要件を加重する場合は見出しを「取締役の選任及び解任の方法」に変えて、次の第３項を追加する。

③　取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（取締役の任期）

第23条　取締役の任期は、選任後【取締役の任期】年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　　②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

**（注）**任期は、会社に応じて１～１０の年数を指定する。

（代表取締役及び社長）

第24条　当会社に取締役２人以上いるときは代表取締役１人を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

　　②　代表取締役は社長とし、取締役１人のときは、当該取締役を社長とする。

　　③　社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

**（注）**「取締役の互選」によって定める例が多いが、登記上、定款の添付を要求されるので、本書式例は上記のようにした。

（役付取締役）

第25条　前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

**（注）**株主総会で選定することは排斥していない。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

**（注）**監査役を設置する場合は、次の第５章を置く（第４条にも注意）。

第５章　　監査役

（監査役の員数）

第27条　当会社の監査役は、１人以上とする。

（監査役の選任の方法）

第28条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第29条　監査役の任期は、選任後【監査役の任期】年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　　②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

**（注）**任期は、会社に応じて４～１０の年数を指定する。

（報酬等）

第30条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

　　　第５章　　計　　算

（事業年度）

第27条　当会社の事業年度は、毎年【事業年度】とする。

**（注）**（入力例）４月１日から翌年３月３１日までの年１期

（剰余金の配当及び除斥期間）

第28条　定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

　　②　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

**（注）**期中で配当決議を行う例もあるため、第１項は期末配当に限定した規定であることを明記した。

　　　第６章　　附　　則

（設立に際して出資される財産の最低額）

第29条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金【出資財産の最低額】円とする。

**（注）**設立に際して出資される財産の価額と資本金の額は、変更の可能性もあるため、発起人決定書で定めるとよい。定款で定める場合は次のようにする。

（設立に際して出資される財産及び資本金）

第29条　当会社の設立に際して出資される財産は金〇〇〇万円とし、資本金額は金〇〇〇万円とする。

**（注）**設立時役員や本店所在場所は、変更の可能性もあるため、発起人決定書で定めるとよい。定款で定める場合は次のようにする。

（設立時役員）

第30条　当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

　　　　　設立時取締役　　【取締役Ａ・氏名】

　　　　　設立時取締役　　【取締役Ｂ・氏名】

　　②　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

　　　　　【代表取締役Ａ・住所】

　　　　　設立時代表取締役　【代表取締役Ａ・氏名】

**（注）**設立時役員が発起人と異なる場合や代理人が定款を代理作成する場合は、就任の承諾を証する書面として定款の記載を援用できないため、別途就任承諾書の添付が必要である。

（本店所在場所）

第31条　当会社の本店所在場所は、次のとおりとする。

　　　　　〇県〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

（最初の事業年度）

第30条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から【事業年度終了日】までとする。

（発起人の氏名及び住所）

第31条　当会社の発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

　　　　【発起人Ａ・住所】

　　　　　　　【発起人Ａ・氏名】

　　　　【発起人Ｂ・住所】

　　　　　　　【発起人Ｂ・氏名】

**（注）**発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、変更の可能性もあるため、発起人決定書で定めるとよい。定款で定める場合は次のようにする。

（発起人の氏名及び住所並びに設立時発行株式に関する事項）

第31条　当会社の発起人の氏名及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び引き換えに払い込むべき金銭の額は、次のとおりとする。

　　　　【発起人Ａ・住所】

　　　　【発起人Ａ・氏名】

　　　　　この割当株式数○○株　　金○○万円

　　　　【発起人Ｂ・住所】

　　　　【発起人Ｂ・氏名】

　　　　　この割当株式数○○株　　金○○万円

**（注）**現物出資を行う場合は、現物出資者の氏名や出資の目的たる財産、その価額、現物出資者に対して割り当てる設立時発行株式の数を定款に定める必要がある。

（現物出資）

第32条　当会社の設立に際して現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりである。

　　　１　出資者　【発起人Ａ・氏名】

　　　２　出資財産及びその価格

　　　　　　 パーソナルコンピューター（〇〇株式会社令和○年製、○○-○○○○○○、

　　　　　　 製造番号○○○）　　〇台

　　　　　　　金　　〇〇円

　　　３　割当株式数　　普通株式　〇〇株

（定款に定めのない事項）

第32条　本定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の規定するところによる。

　以上、【商号】を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

　　　【定款作成日付】

　　　　　　　　　　　　発起人　【発起人Ａ・氏名】　　個人実印

　　　　　　　　　　　　発起人　【発起人Ｂ・氏名】　　個人実印

**（注）**発起人の実印（発起人が会社の場合は会社届出印）を押す（電子定款の場合は押印不要であり、次による。なお、電子定款の場合には印紙税は不要である）。

＜電子定款の場合＞

　以上、【商号】設立のため、上記発起人の定款作成代理人である【代理人・氏名】は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

　　　【定款作成日付】

　　　　　　　　　　　　　　上記発起人の定款作成代理人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【代理人・住所】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【代理人・氏名】